

# デイサービスセンター東風館 指定通所介護事業・指定第一号通所事業 運営規程

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人ふらて福祉会が開設するデイサービスセンター東風館（以下「センター」という。）が行う指定通所介護事業及び指定第一号通所事業（以下、指定通所介護事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 センターの従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター東風館
- 二 所在地 北九州市八幡東区松尾町23-16

## （従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）  
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者  
生活相談員 1名以上（兼務可）  
看護職員 1名以上（兼務可）  
介護職員 14名以上（兼務可）  
機能訓練指導員 1名以上（兼務可）  
従業者は、指定通所介護事業の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名  
事務職員は、必要な事務を行う。

## （営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- 四 その他年間の休日 お盆（8月13日～8月15日）年末年始（12月31日～1月3日）  
利用者の要望により営業する場合あり

(利用定員)

第6条 利用定員は80名とする。

(通所介護・予防給付型サービスの内容)

第7条 指定通所介護事業の内容は次のとおりとする。

〈指定通所介護事業〉

- 一 身体介護
- 二 入浴介助
- 三 食事の提供
- 四 日常生活動作の機能訓練
- 五 アクティビティの提供
- 六 健康状態の確認
- 七 日常生活における相談及び助言
- 八 送迎

〈指定第一号通所事業〉

- 一 身体介護
- 二 入浴介助
- 三 食事の提供
- 四 日常生活動作の機能訓練
- 五 アクティビティの提供
- 六 健康状態の確認
- 七 日常生活における相談及び助言
- 八 送迎

(利用料等)

第8条 通所介護及び予防給付型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護及び予防給付型通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。

- 一 お食事代として 600円
- 二 おやつ代として 160円
- 三 おむつ代として 120円・尿もれパット代として 40円(実費)
- 四 アクティビティ活動における材料費については、その実費とする。
- 五 その他通所介護及び予防給付型サービスにおいて提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費とする。

3 ご利用予定日当日にご利用をキャンセルされた場合はキャンセル料として、お食事代600円・おやつ代160円の実費をご請求させていただきます。

但し、利用日前日の営業時間午後5時30分までキャンセルの連絡があった場合は、この限りではない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業実施の対象とし、送迎を行う地域は次のとおりとする。

北九州市八幡東区、戸畑区、小倉北区、小倉南区(蒲生1・2丁目、高野1・2・3・4丁目)、八幡西区(西川頭町、東川頭町、元城町、清納1丁目、陣山1・2丁目)

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、通所介護及び予防給付型サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用に当たっては、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めるものとする。
- 二 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めるものとする。
- 三 主治医からの指示事項等がある場合には申し出る。
- 四 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- 五 体調不良等によって通所介護及び予防給付型サービス提供に適さないと判断される場合にはサービスの提供を中止することがある。
- 六 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するものとする。
- 七 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めるものとする。
- 八 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力するものとする。
  - ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。
  - イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
  - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(個人情報の保護)

第12条 利用者又はその個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とする。

(苦情処理)

第13条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置し、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対する通所介護及び予防給付型サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族、介護支援専門委員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(緊急時における対応方法)

第15条 従業者は、通所介護及び予防給付型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及びケアマネージャー及び管理者及び主治医に報告するものとする。

(非常災害対策)

第16条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、年に2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(地域との連携等)

第17条 本事業の運営に当たって、提供した通所介護等のサービスに於ける利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

2 事業者は、当該事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する会議の定期的な開催、及びその結果の従業者に対する周知徹底

二 事業所における、虐待の防止のための指針の整備

三 従業者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報することとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第19条 事業所は通所介護及び予防給付型サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護及び予防給付型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 センターは、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 随時

- 2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 通所介護計画、サービス提供記録、第14条に規定する事故発生時の記録、第13条の苦情処理並びに介護報酬請求に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。
- 4 市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人ふらて福祉会とセンターの管理者との協議の上、定めるものとする。

## 附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年5月1日から施行する。

この規定は、令和7年6月1日から施行する。

この規定は、令和7年7月1日から施行する。

この規定は、令和7年12月1日から施行する。